

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小郡市長

公表日

令和3年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険税賦課事務			
②事務の概要	国民健康保険法、地方税法、条例等に基づき、国民健康保険税の賦課に関する事務を行う。 ①所得情報や、住民票の異動及び国民健康保険の喪失等に基づく保険税の賦課 ②所得情報や、申請に基づく保険税の減免 ③保険税の特別徴収に関する事務 ④保険税の納税通知書及び更正通知書の送付 ⑤賦課期日以降に転入し、国民健康保険に加入した住民の所得照会 小郡市は、国民健康保険税賦課に関する事務において、情報提供ネットワーク及び中間サーバを介して情報の取り扱いを行う。			
③システムの名称	Acrocity国民健康保険税 行政基本システム 中間サーバ MICJET番号連携サーバ			
2. 特定個人情報ファイル名				
国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険税収納ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条1項、別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	市民福祉部国保年金課			
②所属長の役職名	国保年金課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	市民福祉部国保年金課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I－5、－②所属長	国保年金課長 井手 雅博	国保年金課長 橋本 昭泰	事後	
	I－1、－②事務の概要	国民健康保険法、地方税法に基づき、他の医療保険に加入していない住民に対し、国民健康保険に加入させるとともに、国民健康保険税の賦課を行う。 ①所得情報や、住民票の異動及び国民健康保険の喪失等に基づく保険税の賦課。 ②所得情報や、申請に基づく保険税の減免 ③保険税の特別徴収に関する事務 ④保険税の納税通知書及び更正通知書の送付 ⑤賦課期日以降に転入し、国民健康保険に加入した住民の所得照会 番号法別表第二に基づいて小郡市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワーク及び中間サーバを介して情報の照会と提供を行う。	国民健康保険法、地方税法、条例等に基づき、国民健康保険税の賦課に関する事務を行う。 ①所得情報や、住民票の異動及び国民健康保険の喪失等に基づく保険税の賦課 ②所得情報や、申請に基づく保険税の減免 ③保険税の特別徴収に関する事務 ④保険税の納税通知書及び更正通知書の送付 ⑤賦課期日以降に転入し、国民健康保険に加入した住民の所得照会 小郡市は、国民健康保険税賦課に関する事務において、情報提供ネットワーク及び中間サーバを介して情報の取り扱いを行う。	事後	
	I－2、特定個人情報ファイル名	国民健康保険税情報ファイル	国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険税収納ファイル	事後	
	I－3、法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一16の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条1項、別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
	I－4、－②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 【別表第二における情報照会の根拠】27の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	
令和1年6月28日	新様式への変更		新様式追加項目への記載	事後	
令和2年4月1日	I－7、－①請求先	経営政策部総務課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111	経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111	事後	
令和3年6月30日	II－1、対象人数	平成27年7月1日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年6月30日	II－2、取扱者数	平成27年7月1日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年6月30日	I－4、－②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日 番号法改正に伴う修正